

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を平成2年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月31日から2年1月1日まで

私は昭和45年6月から平成元年12月31日付けで退職するまでの間、A社（平成元年12月21日付けでB社に名称変更）で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は、申立期間の平成元年12月分の給料明細書等を持っているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人が昭和45年6月8日から平成元年12月31日までの間、申立事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社では、厚生年金保険料の控除方法は当月控除であったとしているところ、申立人が保管する申立事業所発行の平成元年12月分の給料明細書、及び当該事業所が保管する同年12月分の給料計算書では、申立人が厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立事業所に平成元年12月31日まで勤務し、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給料明細書等

における厚生年金保険料の控除額から、24万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管する平成2年1月10日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る資格喪失日を平成元年12月31日と誤って届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 26 日から 34 年 9 月 17 日まで

私は昭和 31 年 8 月 2 日から 34 年 9 月 17 日までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私が、約 3 年間、申立事業所で勤務したことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における複数の元同僚に聴取したものの、申立人が、申立期間当時、当該事業所に勤務していた事実が確認できない。

また、申立事業所は昭和 61 年 7 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主等は既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態はもとより、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録が、オンライン記録どおり、昭和 31 年 8 月 2 日から 32 年 2 月 26 日までの間、確認できるのみであり、申立期間について、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 10 月 19 日まで
今回の申立てに先立つ平成 20 年 11 月の社会保険事務局(当時)からの文書を契機に、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性のあることを知った。

私は、申立期間当時、同社の代表取締役であったが、標準報酬月額を引き下げる届出などを行ったことは無い。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額について、当初、28万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成 11 年 10 月 19 日、以下「全喪日」という。)の後の平成 11 年 10 月 22 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本では、申立人が、申立期間を含む昭和 52 年 2 月 17 日から現在まで、申立事業所の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人及び取締役のその妻は、申立期間に係る標準報酬月額を引き下げる届出を行ったことは無く、全喪日時点では社会保険料の滞納は無かったと供述しているものの、申立事業所が昭和 62 年 11 月から社会保険料の口座振替制度を利用しているところ、取引先金融機関の普通預金元帳では、平成 10 年 9 月、同年 10 月及び 11 年 3 月から同年 9 月までの計 9 か月分の社会保険料の振替が確認できないとともに、債権記録リストでは、申立事業所における社会保険料に係る徴収決定済額の一部(68万2,748円)が、当該事業所の全喪日時点で収

納済みとなっていないことが確認できる上、このうち、63万4,462円が、上記の遡及訂正処理後の11年11月25日付けで調定修正(取消)されているとともに、残りの4万8,286円が13年7月25日付けで不納欠損処理されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人は申立事業所の全喪日の平成11年10月19日付けで健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できるところ、当該健康保険の保険料決定時の標準報酬月額が遡及訂正処理後の標準報酬月額(9万2,000円)と一致していることが確認できることなどを踏まえると、上記の遡及訂正処理に関して、社会保険事務所(当時)が申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは認められないことから、会社の行為があったものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、申立事業所において代表取締役として会社の業務を執行する責任を負っていた申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年ごろから 35 年ごろまで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）では、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は申立期間当時、申立事業所が年金保険に加入していることを代表者から聞いたこと、また、もらった保険証は関連団体のB社が発行したものであったことを覚えている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、商業登記簿謄本では、平成8年6月3日付けで解散していることが確認できるところ、現在、事業を引継ぐ個人事業主等の供述から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、申立事業所には申立期間当時、申立人のほかに、元代表者及びその妻の計3人のみが在籍していたと供述しているところ、オンライン記録等では、元代表者及びその妻について、当該事業所はもとより、厚生年金保険の加入記録が確認できない上、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、元代表者及びその妻は既に亡くなっていることなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立人は、年金保険の保険証については、申立事業所の関連団体のB社が発行したとしているが、同社を昭和48年に合併したC社では、申立期間当時の関係資料は保管しておらず、また、当時を知る者もいないため、申立てに係る事実是不明であるとしている。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及び

その前後に、申立人はもとより、申立事業所の元代表者及びその妻の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。